

食品安全委員会第946回会合議事録

1. 日時 令和6年7月9日（火） 14：00～14：07

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・ 遺伝子組換え食品等 1品目

(消費者庁からの説明)

JPTR004株を利用して生産されたセルラーゼ

(2) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、祖父江委員、頭金委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(説明者)

消費者庁 野坂新開発食品保健対策室長

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、井本評価第一課長、古田評価第二課長、

浜谷情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、今井評価情報分析官、

寺谷評価調整官

5. 配付資料

資料1 食品健康影響評価について<JPTR004株を利用して生産されたセルラーゼ>

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第946回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は6名の委員が出席です。

また、このたび、杉山委員からオンラインでの御出席の申出がありました。

食品安全委員会令第4条では、「議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める」こととされていますので、議事にはごさいませんが、私から、食品安全委員会運営規程の改定についてお諮りいたします。

改定の内容は、やむを得ない理由があると委員長が認めた場合に限り、委員がウェブ会議システムを利用して会議に出席することができることとするものです。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○及川事務局次長 それでは、事務局から、お手元の追加資料と書かれた資料に基づきまして御説明申し上げます。

食品安全委員会運営規程の一部改正につきましてでございます。

改正の趣旨でございます。食品安全委員会は、食品安全基本法第35条第2項により、「委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない」とされておりまして。これまで「出席」は対面のみとして実施されてきましたが、やむを得ずオンラインでしか出席できない場合があることに配慮いたしまして、今般、食品安全委員会運営規程を改正し、委員長がやむを得ないと認めた場合に限り、委員はウェブ会議システムを利用して委員会に出席することができるということでございます。

具体的な改正内容でございますが、2ページ目を御覧くださいませ。

第3条を変えまして、1、委員は、やむを得ない理由があると委員長が認めた場合に限り、ウェブ会議システムを利用して会議に出席することができる。2、ウェブ会議システムを利用した委員の出席は、食品安全基本法第35条第2項の「出席」に含めるものとする。3、ウェブ会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該ウェブ会議システムを利用して出席した委員は、その間、会議を退席したものとみなす。4、ウェブ会議システムの利用は、可能な限り静寂な個室その他これに類する環境で行わなければならない。

また、第4条に、必要な改正として、ウェブ会議システムを利用するといったことを追加させていただいたところでございます。

3ページ目を御覧くださいませ。附則でございますが、この規程は、本日、令和6年7月9日から施行するということでございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

この件について、御意見ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

では、この決定に基づき、杉山委員のウェブ会議システムを利用した出席を認めます。

ただ今から7名の委員が出席です。

また、消費者庁の野坂新開発食品保健対策室長にも御出席いただいております。

それでは、改めて、お手元でございます「食品安全委員会（第946回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○及川事務局次長 本日の資料は1点でございます。遺伝子組換え食品等<JPTR004株を利用して生産されたセルラーゼ>に係る消費者庁からの諮問書、食品健康影響評価についてでございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○及川事務局次長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただいた確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1にありますとおり、内閣総理大臣から7月2日付で遺伝子組換え食品等1品目について、食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、消費者庁の野坂新開発食品保健対策室長から説明をお願いいたします。

○野坂新開発食品保健対策室長 よろしく申し上げます。消費者庁新開発食品保健対策室の野坂でございます。

今回、食品健康影響評価をいただくJPTR004株を利用して生産されたセルラーゼについて御説明申し上げます。

資料を御覧ください。資料の番号に沿って説明させていただければと存じます。

本品目は、ノボザイムズジャパン株式会社から遺伝子組換え添加物として安全性審査の

申請があったものでございます。

2. 評価依頼品目の概要でございますが、セルラーゼ生産に用いるJPTR004株は、*Trichoderma reesei*という真菌類の一種を宿主株として、遺伝子組換え技術により宿主株の一部遺伝子を欠損させて作成しております。これによってセルラーゼを効率よく生産させることができると伺っております。

続きまして、酵素の機能、利用目的でございますが、セルラーゼ自体はセルロースを加水分解する酵素でございますが、野菜、果物などの搾汁工程で添加されます。エキス等の果汁成分の収量向上の目的で現在も利用されているものでございます。

なお、海外の状況でございますが、JPTR004株を利用して生産されたセルラーゼについては、フランス、米国で承認等を受けているとのことでございます。

それでは、食品健康影響評価のほど、どうかよろしく申し上げます。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

野坂室長、どうもありがとうございました。

(2) その他

○山本委員長 ほかに議事はありませんか。

○及川事務局次長 特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、7月16日火曜日14時から開催を予定しております。

また、11日木曜日14時40分から「動物用医薬品専門調査会」が開催される予定となっております。

以上をもちまして、第946回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。